

これから     になる職員の皆さんへ

～鎌倉市男性職員向け育児休業・休暇制度のご案内～

ご存じでしたか？

鎌倉市では次のような育児休業・休暇制度があります。



お子さんが生まれた後の 育児休業等制度 の一例

制度	取得単位	給与等	取得期間
育児休業	全日休業	¥ 支給なし※ <small>※共済組合員には原則その子が1歳に達する日まで育児休業手当金が支給されます。</small>	 3歳まで
育児時間	30分単位 勤務 30分単位	¥ 支給あり	 3歳まで



取得のタイミングと期間例 ～妻と交互に育児休業取得例～

1 妻の職場復帰をサポート

できるだけ早く復帰したい   妻を応援したい

妻が1年の育児休業取得後、慣らし保育期間に夫が1か月の育児休業取得

2 出産直後と妻の職場復帰をサポート

妻が産後休暇中に夫が2週間の育児休業取得後さらに妻が1年の育児休業取得後、夫が2か月の育児休業再取得

3 【NEW!!】

産後パパ育休：出産日から57日間に2回
育 児 休 業：産後パパ育休を除いて、子が3歳になるまでに2回

最大4回取得できるようになりました!!

保育園に子どもを
迎えに行きたい！

妻の出産に
立ち会いたい！

子どもが
熱を出した！

育児休暇制度

育児時間

配偶者出産休暇

子の看護休暇

お子さんが	休暇制度	取得単位及び期間	給与等	内容等
生まれるとき	配偶者出産休暇	1日又は1時間 妻が出産のため入院した日から 出産日後2週間の期間内の 2日	支給	<ul style="list-style-type: none"> 妻の出産に係る入退院や 出産の付添い 出産に係る入院中の世話を する場合 出生の届出等
生まれた後	育児参加休暇	1日又は1時間 妻が出産する場合、出産予定 日から6週間前（多胎妊娠 は14週前）から出産日の日以 後1年を経過する日までの 5日 ※第1子の場合は出産日以降で 取得可	支給	<ul style="list-style-type: none"> 妻が出産する場合に、そ の出産に係る子 又は小学校就学前の 子の世話をする場合 (授乳、付添い、保育園へ の送迎)
	子の看護休暇	1暦年につき7日（対象の子 が2人以上いる場合は10日） 満12歳に達する日以後の最 初の3月31日まで	支給	<ul style="list-style-type: none"> 子の看護（熱を出した、 ケガをした等 子の予防接種や健康診断 (勤務不要日で対応可 能な場合は除く)
	育児時間	1日2回それぞれ30分、又は1 日1回1時間 子の3歳の誕生日の前日まで	支給	<ul style="list-style-type: none"> 保育園の送迎 (妻が育児に専念している 場合や夫婦同時時間帯の取 得はできません)

鎌倉市役所男性職員の育児休業取得率

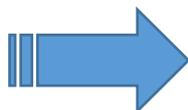
平成29年度
1名 (5.3%)

平成30年度
2名 (5.6%)

令和元年度
7名 (18.9%)

令和2年度
8名 (33.3%)

令和3年度
6名 (18.8%)



目標

令和6年度までに

育児休業取得率

30% !!



育児休業制度

育児休業・部分休業は、夫婦同時に取得することもできます。

お子さんが	休業制度	取得単位及び期間	給与等	内容等
生まれた後	育児休業	【出産後57日間以内】 1日単位 2回取得可 ※育児休業承認請求書に出生証明の写しを添付し、所属の承認を得て速やかに提出してください。	・毎月の給与（通勤手当など諸手当を含む）支給なし ◆共済組合員にはその子が原則1歳に達する日まで育児休業手当金が支給されます（※1参照）。育児休業の期間によって掛金（保険料）が免除となることがあります。（※2参照）	産後パパ育休とも言われ、子の誕生日から57日間以内に取得する育児休業
		1日単位 2回取得可 誕生した翌日から3歳の誕生日の前日まで取得可 ※育児休業承認請求書に出生証明の写しを添付し、所属の承認を得て速やかに提出してください。	・期末・勤勉手当 1箇月を超える期間を取得する場合、除算の対象となります。 ◆産後パパ育休期間とそれ以外の期間にする育児休業のそれぞれにおいて、1か月以下であるものは除算の対象となりません。	3歳未満の子を養育する職員が一定期間休業できます。
	部分休業	1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて30分単位 ※「育児時間」と併せて1日2時間以内となります。 満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで取得可	勤務時間に応じた額を支給	小学校就業の始期に達するまでの子を養育する職員が1日の勤務時間のうち部分的に休業できます。

※1 育児休業手当金（共済組合短期給付事業）

組合員が育児休業をするときは、原則、その子が1歳に達する日まで共済組合から育児休業手当金が支されます。下記①、②のいずれかの事情がある場合は1歳6か月（1歳6か月時点で下記①、②のいずれかの事情がある場合は2歳）まで支給されます。支給額は1日につき、標準報酬の日額（標準報酬月額 \times 1/22） \times 50/100ですが、休業期間が180日に達するまでの間は、給付割合が100分の67になります。

①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合

ただし、1歳の誕生日前日までに保育所に申出をし、入所希望日が誕生日以前（誕生日含む）であり、誕生日以降の期間について保育所へ入所できない場合に限りです。

②子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳に達する日以降の期間についても養育する予定であった方が、死亡、負傷、疾病等の事情により当該子を養育することが困難になった場合申請については、自分で申請時期を管理するようお願いいたします。

※2 共済組合掛金免除について

育児休業中の職員は、一定の要件に該当すると本人の申出により掛金（保険料）が免除されます。

①月末に育児休業を取得している場合の当該月

②月内に2週間以上の育児休業を取得した場合の当該月

③期末勤勉手当に係る掛金（保険料）については、期末勤勉手当支給対象月の月末にかかって1か月以上育児休業期間がある場合

～育児休暇を取得された方からのアンケートの回答～

☆育児休業の取得理由は？

- ・初めての育児を経験したい
- ・保育園の慣らし保育のため
- ・第2子なので、上の子の面倒を見る必要があった
- ・産後すぐの妻の負担を軽減したい



☆取得時期、取得期間は？

- ・ 育休取得時期：里帰り出産のため、お子さんが自宅に戻ってきてから、上の子の世話のため、出産直後からなど
- ・ 取得期間：1カ月からお子さんが1歳になるまでなどご家庭や職場の状況によって様々です。

☆誰に、取得するどのくらい前に相談しましたか？その反応は？

- ・ 課長、直属の上司
- ・ 出産前4カ月前頃に相談し快く応援してもらったという方が多数いました。

☆育児休業から復職した後の、意識や行動に変化がありましたか？

- ・ 育児の大変さを知り、復帰後も育児に参加できるよう、仕事を早く終わらせ、早く帰るようになった。
- ・ 仕事の段取りを工夫し、より計画的に日々の業務を行うようになった。

育休を取得した方からのメッセージ

- ・ 育児の大変さもわかるし、子どもとの信頼関係を築けるのでなるべく取得することを勧めます。
- ・ 育児休業を取得するなら、早めに職場に伝えて、余裕をもって係内で仕事の調整をすることが大切だと思います。
- ・ 育児休業の取得によって新生児期にしか体験できないことを知ったので、機会があったら取得をお勧めしたいです。

● チェックリスト ●

※教育委員会、消防に所属する職員の方については、チェック欄に「★」のついた書類等の申請・提出は、教育総務課または消防総務課になりますので、ご注意ください。

時 期	☑	届出・提出内容	備 考
育児休業前	<input type="checkbox"/> ★	育児休業承認請求書	1か月前まで（産後パパ育休は2週間前）
育児休業前	<input type="checkbox"/>	育児休業手当金請求書	
育児休業前	<input type="checkbox"/>	育児休業掛金免除申出書	
育児休業前	<input type="checkbox"/>	共済貯金中断申込書・額変更申込書	加入者のみ
出産後	<input type="checkbox"/>	出産費請求書	妻が被扶養者の場合
出産後	<input type="checkbox"/> ●	厚生会出産届（祝金）	厚生会へ提出
出産後	<input type="checkbox"/>	共済組合員申告書	子を自分の扶養に入れる場合
出産後	<input type="checkbox"/>	家族構成申立書 ※添付書類要確認	子を自分の扶養に入れる場合
出産後	<input type="checkbox"/> ★	扶養親族届 ※添付書類要確認	子を自分の扶養に入れる場合
出産後	<input type="checkbox"/> ★	扶養控除の変更届	子を自分の扶養に入れる場合
出産後	<input type="checkbox"/> ★	児童手当 ※添付書類要確認	子を自分の扶養に入れる場合
出産後	<input type="checkbox"/> ★	マイナンバー（個人番号）届出書	子を自分の扶養に入れる場合
出産後	<input type="checkbox"/> ★	家庭状況等調査表	
復職後随時	<input type="checkbox"/> ★	育児時間取得申請（庶務事務システム）	育児時間を取得する場合
取得前	<input type="checkbox"/> ★	部分休業承認請求書	部分休業を取得する場合
随時	<input type="checkbox"/> ★	住所等異動届、家庭状況調査表	引越しをした場合
随時	<input type="checkbox"/> ★	住居届	引越しをした場合
随時	<input type="checkbox"/>	共済組合員申告書	引越しをした場合
復職後	<input type="checkbox"/> ★	通勤届	通勤方法・経路が変わる場合

鎌倉市では、男性職員の育児休業の取得を推進し応援します。

各制度の詳しい内容・申請の方法などの相談を随時受け付けています！ 総務部職員課 内線2236